

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）
に対する意見募集の状況

総務省において、平成29年12月19日に統計委員会から答申を頂いた「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更案に関し、統計法の規定に基づき、国民の意見を反映させるため、平成30年1月11日～2月9日において、意見募集を行ったところ、25者（団体含む）から、以下のとおり意見提出があった（個別の意見については、別添を参照）。

表 項目別意見数

意見提出項目	延べ意見数
全 体	1 件
第1-3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	1 8 件
第1-4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	1 件
第2-2（1）人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備	1 件
第2-2（2）教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	1 0 件
第2-2（3）働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	2 件
第2-2（6）交通関連施策に必要な統計の改善	1 件
第2-2（7）不動産関連統計の改善・体系的整備	1 件
第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	1 1 件
第3-1（1）行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	1 件
第3-2（2）民間委託された統計調査の品質確保・向上	3 件
第3-2（3）統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	1 件
第3-2（4）品質管理の推進等	1 件
第3-3（2）政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	4 件
第3-4（1）統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等	6 件
第3-4（2）統計人材の確保・育成	2 件
第4-1 施策の効果的かつ効率的な実施	2 件
その他（用語・形式等）	3 件
合 計	6 9 件

※1者（団体）が複数の項目に意見を提出している場合それぞれに計上

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）に対する提出意見の概要

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
1	全体	<p>・地方公共団体は地方統計機構として統計調査の実査を担うとともに、統計ユーザー及び行政記録情報等の保有者であることから、国のパートナーとして公的統計の整備や今後の統計改革を推進していく上で重要な役割を担っている。</p> <p>そこで、基本計画に「地方公共団体・地方統計機構」に関する項目を設け、公的統計の整備を進めるにあたっての地方公共団体の位置づけや役割に基づき、国と地方公共団体との間の情報交換や課題認識の共有・解決、意見・提案のフィードバックシステムの仕組みや枠組みなどにかかる記載を設けていただきたい。</p>	1件	第5・10回共通基盤WGで審議
2	<p>第1－3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上（略）</p> <p>また、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）については、国際連合統計部が「ジェンダー統計作成マニュアル」において、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘している。国内においても、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定。以下「SDGs実施指針」という。）において、ジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められている。これらの施策上のニーズを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進する。（略）</p>	<p>①ジェンダー統計に触れられていることは評価するが、別表の今後5年間に講ずる具体的施策にこれに関する記述がないので、実施が担保されていない。具体的施策を設けるべきである。</p> <p>②「可能な限り性別ごとのデータを把握し」との表現は、実施の必要性を弱める表現であることから「可能な限り」を削除すべきである。性別統計はすべての公的統計の基本であり、統計の収集、分析、結果の公表に当たり必須要件であることを明記すべきである。</p> <p>③統計データの収集にあたって性別は、男女だけでなく、「どちらでもない」等の選択肢を設けるべきである。</p>	7件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
3	<p>（略）</p>	<p>①「施策上のニーズを踏まえ、」との記述に関し、どのような実態分野の性別データを取るかが問題なのであり、施策が進んでいない分野を含め、「国内のジェンダー問題の十分な把握に努め」との文言を入れるべきである。</p> <p>② 施策上のニーズを踏まえるために、男女別統計の場合、性別二元性によるものだけでは不十分である。調査内容によっては、男女（SOGIの人々を含む）と明記し、施策への参考データ性を高めるべきであるので、その方向性を予め明記すべきである。</p> <p>③ 求められるジェンダー対応施策の中でも最も重要な性暴力の被害（DV、デートDV被害を含む）は、可視化されにくい。行政や警察の報告データに上げられたものは、相談窓口に行き着いた者や起訴された案件だけなので、被害者の一部であり、被害の実態を表わしてはいない。その点において調査を実施する際には、被害者へのアクセス度が高い被害者支援に尽力する国連諮問NGOなどの協力を得るなどの方針が重要であるので、その姿勢を明記すべきである。</p>	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
4		<p>・外国人に関する統計があっても、年齢や性別に分けられていないために分析ができず、教育や保健のサービスに結びついていない例もある。SDGsにおいてはジェンダー統計が求められることから、外国人に関する統計にも性別や年齢別の視点が入り入れられることは不可欠である。同様のことは、障害者に関する統計にも言える。外国人や障害者に関しても、性別・年齢別の視点を取り入れることは、ジェンダー統計の基本として確認すべき点である。</p>	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
5	第1-3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上 (略) また、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）については、国際連合統計部が「ジェンダー統計作成マニュアル」において、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘している。国内においても、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定。以下「SDGs実施指針」という。）において、ジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められている。これらの施策上のニーズを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進する。	・縦割を超えて取り組むことを明記。 この計画を実行するために、「統計委員会を中心に、関係府省が一体となって」と3頁に書かれているとおり、統計委員会が軸になって管轄別や縦割を超えて取り組まなければならない。例えば、ジェンダー統計を充実するとは、あらゆる既存の統計、新規の統計にジェンダー視点から取り組み、集計分析し、「証拠に基づく政策立案」に活用することである。従来、「男女共同参画」「障害者」等、縦割で処理されてきているために、障害者の性別には目も向けられないことがあり、障害のある女性のような複合的な困難を被っている人々についてはとりわけデータが乏しい。関係省庁が出したものをまとめるやりかたではなくて、縦割を改めていく取組を求めたい。	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
6	さらに、障害者統計については、平成29年度に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることが盛り込まれる方向である。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めている。これらの施策上のニーズを踏まえ、障害者統計の充実を推進する。 (略)	①4頁の「性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進する」ことは急務であり、賛成する。 ②障害者権利条約第1回日本政府報告書の総論に「課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい。」と述べられていることは、本基本計画にも引用して明記すべき。 ③本基本計画の具体化のための作業、例えば既存の統計のうち重点となるもののリストアップやタイムテーブルを作成し、広く意見を求めつつ実施していくことが必要ではないか。障害者権利条約第1回日本政府報告書が述べていることを実行する上でも、急がなければならないことである。	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
7	第1-3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上 (略) さらに、障害者統計については、平成29年度に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることが盛り込まれる方向である。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めている。これらの施策上のニーズを踏まえ、障害者統計の充実を推進する。 (略)	・別表 今後5年間に講ずる具体的施策において、障害者統計の充実を推進するための記載が全くないことは問題である。 別表に、障害者統計の充実のための具体案を、障害者政策委員会における議論を踏まえて記載すべきである。なお、その際具体的に検討を行う基幹統計は、ワーキンググループにおける内閣府の資料にある、国民生活基礎調査（厚生労働省）全国消費実態調査（総務省）社会生活基本調査（総務省）を含むべきである。	3件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
8	(略)	・国勢調査または国民生活基礎調査に、障害の有無に関する設問を組み込み、障害者調査として活用できるようにするべきである。そうすることによって、予算を増やさずに全国的な障害者の実態が分かるばかりでなく、障害のない国民との比較が可能になるので、障害者権利条約の実現の程度を評価することも可能となる。 一方、国勢調査や国民生活基礎調査では設問数が限られ、障害者施策に必要な情報が得られない（たとえば補装具の利用の有無や必要の有無など）という問題がある。そこで、これらの調査で障害があると答えた人の一部を対象に追加的な詳しい障害者実態調査を行うことが有効である。カナダやニュージーランドなどで行われている方法であるので、わが国でも十分できる。	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
9	(略)	・「他の者との平等」の観点について記述。 例えば、障害者統計だけを充実しても、「他の者との平等」という観点からの障害者の実態や課題は明らかにはならない。障害の有無や状況を問う際は、調査の趣旨目的を明らかにして十分に配慮して取り扱うことを前提として、一般統計調査で障害がある人々の存在を視野に取り込まれることが必要である。	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
10		<p>・性別ごとの集計について、具体的な記述がなく、実効性に疑問が残る。 兵庫県では現行の障害者福祉基本計画策定に当たり、生活実態調査を性別ごとにクロス集計したところ、男女間の格差が明らかになり、基本計画に反映されている。このように自治体によって差異が出ることの無いよう、障害者統計の充実のために、ジェンダー統計が必要であることを明記する。 またジェンダー統計には男女別だけでなく、SOGIの項目も設けることを明記する。</p>	2件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
11	<p>第1-4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進 社会全体における統計データの利活用推進を図るためには、情報通信技術（以下「ICT」という。）の進展にあわせて、利活用基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。また、調査票情報等の提供及び活用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存のデータの有効活用を図る取組であることにも留意が必要である。 （略）</p> <p>（関連項目） 第3-4（1）イ地方公共団体との連携・支援 （略） 地方公共団体におけるEBPMの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面での支援や推計・提供方法の研究などに取り組む。 （略）</p>	<p>・ユーザーの視点に立った統計データ等の各種利用促進策が記載されているが、対象としているユーザーがはっきりせず、あいまいな印象を受ける。まず、ターゲットとするユーザーを明確にし、そのニーズを把握した上で具体策を進めていかなければ効果のあるものにはならないと考える。 その中で、地方公共団体を主要なユーザーとして位置づけてもらいたい。国を挙げて取り組む「地方創生」を統計分野からも進めていく観点から、例えば、地域分析に資する都道府県表章や地域表章の標本設計の検討など、国と地方公共団体が地域で展開する施策の効果的な企画立案と的確な事業効果の把握ができるよう、地域レベルでの情報基盤としての統計整備を「変更（案）」で記載されている統計間の比較可能性向上の取組みなどにおいて進めていくべきである。</p>	1件	第5・10回共通基盤WGで審議
12	<p>第2-2（1）人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備（別表） ◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。</p>	<p>・SDGsは移民や難民にも言及し「誰も取り残さない」ことを目指した目標である。しかし、統計上の外国人に関する把握は、彼らを労働力としてのみ見た「人材」としての箇所（P16）と、訪日外国人の消費動向（P20）などに偏っており、P55の「人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する」という書きぶりは、人数が少ない市町村の外国人住民の権利やサービスを「切り捨てる」ことを意味する。「一定規模以上」の判断を誰がするのかも曖昧であることから、SDGsの理念を実現するために、全自治体に取り組むことが求められる。また、すでに取り組んでいる自治体もあることから「可能性を検討する」だけでは、今後の取り組みとしてはあまりに不十分である。</p>	1件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
13	<p>第2-2（2）教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備 （略） このような状況の中、学校関連統計の基盤と位置付けられる学校基本調査（基幹統計調査）については、施策上のニーズを踏まえた調査事項の改善や情報提供の充実等が求められていることから、①より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等について実施するとともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討する。 （略）</p>	<p>・「教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備」において、学校基本調査については、より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直しを検討されていることを歓迎します。 その際、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って、外国にルーツを持つ児童・生徒の就学状況（就学率・不就学率）を集住地区だけでなく、全国の自治体で調査することを提案します。</p>	3件	第1・3・6回国民生活・社会統計WGで審議

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更(案)該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
14	<p>第2-2(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備 (略)</p> <p>このような状況の中、学校関連統計の基盤と位置付けられる学校基本調査(基幹統計調査)については、施策上のニーズを踏まえた調査事項の改善や情報提供の充実等が求められていることから、①より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等について実施するとともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、学校保健統計調査(基幹統計調査)については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態及び統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討する。なお、検討に際しては、調査票情報等の提供にも留意する。</p> <p>また、社会教育調査(基幹統計調査)及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についても、調査負担に対する関係者の理解を得つつ、継続的な改善に取り組む。</p>	<p>・ ESDの実施状況の調査について</p> <p>「教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備」において、教育の質の向上のための施策に言及されていることを歓迎する。</p> <p>教育の質の向上を調査するためにも、内閣に設置された持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策」のターゲット4.7の指標である「ESD(持続可能な開発のための教育)・環境教育の着実な実施」を測定するために、学校教育および学校外教育におけるESDの実施状況の調査を実施することを提案する。</p> <p>また、施策概要にも記載されているように、学校教育におけるSDGsに関する学習を通じて、持続可能な社会の作り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、新学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や学校現場で活用される教育の改善・充実を推進するための指標の検討と調査の実施を提案する。</p>	5件	第1・3・4・5・6回国民生活・社会統計WGで審議
15	第2-2(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備(別表)	<p>・ 追加の意見</p> <p>具体的な措置、方策等：障害者権利条約批准国として日本政府が国連からもとめられているだけでなく、SDGsの目標(4 質の高い教育をみんなに)のターゲット4.4及び4.5の指標を満たす統計整備をすすめ、日本における障害者の統計の整備に、内閣府は各府省との連携を図りつつ計画的に取り組む。</p> <p>担当府省： 内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省</p> <p>実施時期： 平成30年度(2018年度)から実施し、第4次障害者基本計画の中間年2020年までに、国連がもとめるデータの8割を提供できるように有効な施策を講じる。</p>	2件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
16	第2-2(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備(別表)	<p>・ 追加の意見</p> <p>具体的な措置、方策等：障害者権利条約批准国として日本政府が国連からもとめられている「障害の無い人との平等の実現」を監視評価することのできる統計の整備をすすめ、日本における障害者の統計の整備に、内閣府は各府省との連携を図りつつ計画的に取り組む。</p> <p>担当府省： 内閣府、総務省、厚生労働省</p> <p>実施時期： 平成30年度(2018年度)から実施し、第4次障害者基本計画の中間年2020年までに、国連がもとめるデータの8割を提供できるように有効な施策を講じる。</p>	2件	第4回国民生活・社会統計WGで審議
17	<p>第2-2(6) 交通関連施策に必要な統計の改善 (略)</p> <p>これらの施策の推進状況をモニタリングするためには、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、交通統計の更なる整備を行うことが重要となる。</p> <p>このため、自動車輸送統計調査(基幹統計調査)について、新たな調査手法による調査を開始し、公表事項の充実や数値の安定化方策等の検討に取り組むとともに、港湾調査(基幹統計調査)について、公表時期の更なる早期化、集計事項の充実等の検討を行う。</p>	<p>・ 電気自動車や燃料電池車など次世代の自動車が続々と市場に投入されており、これを交通に関する統計に反映する必要があるのではないかと。電気自動車は航続距離が短いと言われており、計数に影響を及ぼす可能性がある。</p>	1件	交通に関する統計については第2回経済統計WGで審議

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
18	第2-2 (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備 (略) このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づく「不動産登記情報の公開の在り方」等についての検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方を含め、調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向けた検証・検討を推進し、具体的な課題の整理を行う。	・建築物の延床面積を一元的に調査する統計がないことから、国土交通省が各種統計を加工して「建築物ストック統計」を作成している。使用する統計同士の不整合のためか、5年おきに推計結果に段差が生じている。「建築物ストック統計検討会報告書」において、今後の課題として、非住宅建築物に関する調査の充実や建築物の滅失量の情報収集などが挙げられている。この課題解決には複数の統計にまたがる取り組みが必要なことから、本計画に位置付けるべきと考える。	1件	建設・不動産に関する統計については第1回SNA部会及び第3回経済統計WGで審議
19	第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進 (略) これらの社会経済情勢の変化や施策上のニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げるSDGsについては、全244グローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%であり、SDGs実施指針に基づき、その対応拡大などに取り組む必要がある。 (略) また、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等の国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。	・国際的な統計と言う要素を示した場合、統計データに日本語のみでなく英語表記等も付けること。	1件	第1回経済統計WGで審議
20	第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進 (略) このため、SDDSプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保障費用統計（基幹統計）の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。さらに、関連統計の整備については、企業の貿易取引に係る情報の高度利用、情報提供の充実や海外事業活動のよりの確な把握に取り組む。	・若者という言葉や若者が抱える問題に対する統計的なアプローチが一切ない。若者が抱える特有の問題を効果的に把握するためには、ほかの年齢層よりも細かくなければならない。例えば年齢別で把握をする際に、子ども一若者と成長過程が段階的であるなかで、30歳-35歳で把握してもそれほど問題ないものが、0歳-5歳で把握すると、データとしては非常に不十分である。0歳と5歳が抱える問題は異なり、より細かく統計上把握する必要がある。現状の多くのデータが5歳階級である中で、このような問題意識は本計画には全くなく、P4とp26のイ 統計間の比較可能性向上に限られている。総務省には、将来世代がどのような問題に直面しているかを把握し、その年齢に応じて変わってくるニーズに応じて適切に政策立案するために、より細かい年齢階級での統計を求める。特に社会保障に関する分野では、必須である。	1件	国際比較可能性については第1回経済統計WGで審議 第4回国民生活・社会統計WGで審議
21	第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進 (略) 国際連合が掲げるSDGsについては、全244グローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%であり、SDGs実施指針に基づき、その対応拡大などに取り組む必要がある。 (略)	・SDGsでは、Data disaggregationの必要性とその一つとして、geographic locationによる分類が重要であるとなっている。本来、Geographic locationがどのように合意されたのかの理解を踏まえると、この意味は、Territorial difference/土地の違いが重要であり、あくまでそれぞれの土地が持つこととなった性格（農地、山、郊外、都市など）とそれぞれの土地機能を把握するところにある。したがって、都道府県別では、不十分であり、あくまでそれは行政上の区分でしかないので、統計分類をさらに進化させ、より具体的にそれぞれの土地地域における実態を把握するためには、土地の特徴を踏まえた統計が必要である。	1件	第1回経済統計WGで審議
22	第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力（別表） ○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。 担当府省：内閣官房、総務省	・SDGsのグローバル指標の対応拡大に「緊急に」取り組むとして緊急性を強調する。 担当府省を、内閣官房、総務省だけでなくすべての府省および地方自治体とする。 特に、SDGs目標5の指標、5.2.1、5.2.2（身体的、性的、精神的暴力を受けた者および15歳以上の女性や少女の割合）、5.3.1（18歳未満の早婚女性の割合）、5.4.1（無償の家事・ケア労働に費やす時間）、5.a.1 農地の性別所有権の割合、5.b.1 携帯電話の性別個人の割合、および目標16の指標16.2.3 性的暴力を受けた若年女性及び男性の割合については緊急に統計が必要である。	1件	第1回経済統計WGで審議

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
23		<p>・SDGsのグローバル指標の対応拡大にできるだけ早期にとり組み、人を対象とする統計調査において男女別集計結果を公表する。そのために、内閣府は各省庁と協力して迅速に整備にあたる。</p> <p>担当府省： 内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省、農水省（農山漁村女性）、警察庁（ジェンダーに基づく暴力被害者、発生件数等でSDGs目標16の指標関連）法務省（移住労働者関連）</p> <p>実施時期： 平成30年度（2018年度）なるべく早期に着手すること。2018年秋に、日本政府が国連のジェンダー統計の整備を目的に行う第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの準備段階において、男女別統計の整備状況を網羅的に把握し、その後の整備計画に反映させること。第4次男女共同参画基本計画に明記された目標を国のみならず、地方自治体においても、整備をすすめる。</p>	5件	<p>・第1回経済統計WGで審議</p> <p>・第4回国民生活・社会統計WGで審議</p>
24		<p>・「統計委員会や各省庁との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む」と言及されていることを歓迎する。</p> <p>より詳細に「統計委員会や各省庁との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む」に以下のように加えることを提案する。</p> <p><追加></p> <p>そのために、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、現在の指標の見直しと、グローバル指標を使った具体的な調査を実施する。</p>	1件	第1回経済統計WGで審議
25	第2-3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進（別表）	<p>・別表に、障害者統計の充実のための具体案を、障害者政策委員会における議論を踏まえて以下のように記載すべきである。</p> <p>具体的な措置、方策等：障害者権利条約批准国として日本政府が国連からもとめられている日本における障害者の国際比較可能な統計の整備に、内閣府は各府省との連携を図りつつ計画的に取り組む。</p> <p>担当府省： 内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省</p> <p>実施時期： 平成30年度（2018年度）から実施し、第4次障害者基本計画の中間年2020年までに、国連がもとめるデータの8割を提供できるように有効な施策を講じる。</p>	1件	<p>・国際比較可能性については第1回経済統計WGで審議</p> <p>・第4回国民生活・社会統計WGで審議</p>
26	<p>第3-1（1）行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用（略）</p> <p>このため、総務省は、最終取りまとめにおいて、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官学連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進する。</p> <p>（略）</p>	<p>・よりビッグデータを利用、もしくはビッグデータでも細分化したローカルなデータを集計などでより活用することができるようになるべきだろう。</p>	1件	第5・9回共通基盤WG
27	<p>第3-2（2）民間委託された統計調査の品質確保・向上（略）</p> <p>また、各府省は、統計調査の品質の確保・向上に有効とされる総合評価落札方式及び複数年契約の推進や、民間委託において参考となる事例等を共有するとともに、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しやプロセス管理の実現、民間委託業務の事後的検証を含めた情報共有に取り組む。</p>	<p>・「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に十分に沿っていないと思われる仕様書が複数見受けられ、同ガイドラインが仕様書に対し一定の実効性をもつことが、民間委託にとって非常に重要であると考えている。よって、同ガイドラインが実効性を確保するための具体的な手段を、本計画に盛り込んで頂きたい。</p>	1件	第5・6・8回共通基盤WG
28	<p>第3-2（2）民間委託された統計調査の品質確保・向上（別表）</p> <p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。</p>	<p>・「事後的な検証」の過程と結果を把握することが、品質向上につながると考えるため、各府省で情報共有するだけでなく、公表していただくことを希望する。</p>	1件	第5・6・8回共通基盤WG

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更(案)該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
29	第3-2(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上(別表) ○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	・民間委託の優良事例を把握することが、より良好な事業の実施につながると考えるため、各府省で情報共有するだけでなく、公表していただくことを希望する。	1件	第5・6・8回共通基盤WG
30	第3-2(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援 (本文) (略) また、総務省は、ICTの発展などに伴い、統計調査の調査方法の高度化を図るため、情報収集方法の高度化に関する研究を継続するとともに、無作為抽出により行った調査員調査の結果と、モニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員の業務の重点化に反映する。 (略) (別表) ○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。	・ビッグデータの活用に向けた研究だけではなく、AI(人工知能)の活用に関する研究開発についても記載すべきである。	1件	第1・9回共通基盤WG
31	第3-2(4) イ品質管理の推進等(別表) ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。	・「変更(案)」では、各府省はニーズに応じた有用性の高い統計を効率的に作成・提供するために統計の品質保証活動に引き続き取り組むこととされている。現在、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」で示されている「公的統計の品質表示事項」のうち、「結果公表時の精度に関する情報(回収率、有効回答率及びその計算方法)」は、必ずしもすべてが明確な形で提供されていない。今後、EBPMを推進していくためには、統計ユーザーの利活用における調査結果の精度及び信頼性の確保・向上が重要であり、それに資する回収率や回答拒否事由等の詳細情報の公表や具体的な回収率向上の取り組み方針について基本計画に明記すべきである。 回収率の公表は調査協力意識の低下につながるという意見もあるが、それは「報告者の理解の増進・公平性の確保」での取組みなどにおいて解決していくべきである。	1件	第9回共通基盤WG
32	第3-3(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 (略) このため、総務省は、e-Statについて、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能を追加するとともに、ユーザーのニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの有用な機能を取り入れ、更なる改善を推進する。また、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。 (略)	・学術的や経済的等によりデータ分析して日本人研究者や政府機関、ビジネスマンのみではなく海外からも使えるようなデータがほしい。	1件	第1・5回共通基盤WG
33		・年の表記については度々改定がされる可能性のある元号に加えて変化の可能性が少ない西暦表記を用いることにより元号改定にともなう統計表示の変更コストが下がる可能性がある。	2件	第1・5回共通基盤WG

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更(案)該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
34	<p>第3-3(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 (略)</p> <p>このため、総務省は、e-Statについて、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能を追加するとともに、ユーザーのニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの有用な機能を取り入れ、更なる改善を推進する。また、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。 (略)</p> <p>(関連項目) 第3-2(1) イ統計間の比較可能性向上 (略)</p> <p>このため、総務省は、各府省と連携し、更なる現状把握の結果や諸外国の動向等を踏まえつつ、年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次、結論を得た上で、その適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。 (略)</p>	<p>①e-Statで統計データを調べようとする際に、統計調査名が分からない漠然とした要望に対しては、キーワードを使った検索が必要になる。検索対象は、メタデータ(統計表の表頭、表側)が主となると考えるが、メタデータの記載にブレがあることから、検索結果にもブレが生じている。このブレは、統計DBのメタデータの記載がバラバラであるために発生していると思われる。このように、統計間で表章区分、地域区分等が異なることにより、横断的な統計値の参照が難しくなると考える。これを解決するには、統計間での共通的な語彙の整備、地域を表すコードの統一化、更に、数値がない場合の表現方法の共通化、などが有効である。</p> <p>②Excel統計表において、表章項目に単位が異なる項目が混在している場合がある。統計表の構造を機械判読な形でルール化することで、各種統計表が共通的な構造となり、利活用が容易になる。</p>	1件	<p>第1・5回共通基盤WG (関連項目) 第1・8回共通基盤WG</p>
35	<p>第3-4(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 第Ⅲ期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、国・地方公共団体を通じた統計リソースの確保や統計人材の育成等を図ることが不可欠となっていることから、各府省は、統計委員会を中心に、一体となって以下の取組を推進する。</p> <p>第3-4(1) イ地方公共団体との連携・支援 (略)</p> <p>このため、各府省は、民間事業者の優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む。 (略)</p>	<p>①「変更(案)」で使用されている「統計リソース」の概念があいまいであり、その範囲や内容を明確にしていくことが計画的な確保など各種取組みに必要であると考えられる。</p> <p>②地方統計機構の職員や統計調査員などの人的資源(人員や経験量)については、地域によって事情や環境は異なるが、その性質上、業務量の矩形波的かつ急激な増減にフレキシブルに対応することには困難を伴う。したがって、現在、国家戦略として推し進めている「働き方改革」の観点も踏まえ、国と地方における総合的な需給見通しの調整と「人的資源の活用計画」の策定が必要であると考えられる。特に、国勢調査や経済センサス-活動調査などの大規模な周期調査時や複数調査の輻輳時における激変緩和は、当該調査の運営や精度にも大きく関わる課題でもあり、地方公共団体の実情把握や地方統計機構からの意見聴取等を踏まえた検討が大切であると考えられる。</p>	1件	第7・10回共通基盤WG
36	<p>第3-4(1) イ地方公共団体との連携・支援 (略)</p> <p>また、総務省を中心とする関係府省は、国が都道府県の統計主管課などに委託する事務等について、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力を得られた地方公共団体との試行運用結果を踏まえつつ、当該見直しや高度化等に対する必要な支援を行う。 (略)</p> <p>(関連項目) 第3-3(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保 (略)</p> <p>また、総務省及び関係府省は、共同住宅における調査環境の改善を図るため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換などの取組を行う。 さらに、各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組の推進・強化を図りつつ、実査を担う地方公共団体も含め、非協力者への対応や広報に係る成功事例等について情報共有・横展開を図る。</p>	<p>①「変更(案)」では、広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保などの統計調査の環境改善策について協力を得られた地方公共団体との試行運用等を踏まえてから本格実施することと記載されている。しかし、当該取組みの多くは従来から都道府県において取り組んできたものの、地方レベルでの対策だけでは抜本的な解決が困難とされてきたものである。したがって、地方公共団体の試行運用を経ることだけではなく、法令・運用規則等の見直しや全国規模の広報啓発の強化など、国が全国的な具体策を実施し、それを踏まえて地方公共団体が地域の実情に応じた取組みを進めていくというプロセスが効果的、効率的であると考えられる。</p> <p>②現在、地方統計機構が対応している取組みのうち、国が直接対応することが効果的であると考えられるものについては、実査の状況をよく踏まえ具体的なメニューを策定し、適切な役割分担のもと国が先導的に取り組んでいくことが必要であると考えられる。</p>	1件	<p>第7・10回共通基盤WG (関連項目) 第7・10回共通基盤WG</p>

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
37	第3-4(1)イ地方公共団体との連携・支援 (略) また、国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。 (略)	①都道府県統計専任職員について「国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況」と記載されているが、近年、減少している要因は、国が策定した合理化計画（平成27年度～）によるものであり、地方統計機構の立場からはいささか第三者的な表現であると考えられるので修正の検討をお願いします。 ②「統計専任職員が減少し続けているから、地方公共団体の業務量の軽減等につき引き続き取り組む」という趣旨が示されているが、人員配置は本来、合理化計画のような一律削減に基づくものではなく、業務量に応じて措置されるのが適正な姿であるとする。したがって、経済産業省所管の統計調査の国直轄化など調査方法の抜本的な見直しが進められていく中、今後の統計専任職員の配置方針について、「人的資源の活用計画」を策定するべきと考える。	1件	第7・10回共通基盤WG
38	第3-4(1)イ地方公共団体との連携・支援 (略) さらに、関係府省は、地方公共団体に対する支援等の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員との人事交流を促進し、 (略)	・「変更（案）」では、「関係府省は、地方公共団体に対する支援策の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員の人事交流を促進」とされ、これは、「統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからないため、地方統計機構の活性化のために国が人事交流の手段によって支援する」という趣旨で記載されている。しかし、国においても、地方統計機構の実情・課題等を人事交流によって把握することで、様々な課題への対応により統計の整備や統計改革をより具体的に推進するという側面もあると考える。したがって、人事交流については、以上の両面を踏まえた記載を検討していただきたいと考える。	1件	第7・8・10回共通基盤WG
39	第3-4(1)ウ統計調査員の確保・育成・支援 (略) このため、関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業等を対象とする統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計棚卸し等も踏まえ、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する。ただし、国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査等については、その結果精度の低下が統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生ずるおそれがあることから、慎重かつ十分に検討する。 また、関係府省は、統計調査を的確に実施し、必要な結果精度を確保する上で、統計調査員が必要不可欠な人材であるという認識の下、地方公共団体と連携しつつ、統計調査員の役割や重要性等に関する周知の充実を図るなど、引き続き統計調査員の確保・育成とともに、これに資する処遇改善等に取り組む。 (略) (関連項目) 第3-3(3)統計リテラシーの向上（別表） ○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。	①統計調査員の確保については、多くの自治体が国勢調査等の大規模調査の円滑な実施に不安を抱えているが、その対策は「統計調査員確保対策事業」など大半が地方統計機構を通じた地域的規模での取組みが中心となっている。確保が困難となっている大きな要因の一つは、統計調査員の存在（仕事や報酬内容等を含む）が国民に認知されていないことにあり、このことは国民の調査協力や回収率にも影響します。したがって、「周知の充実を図る」という「変更（案）」本文での課題認識だけではなく、国が主体となり効果的かつ継続的な取り組みを進める内容を『今後5年間に講ずる具体的施策』に示していくべきだと考える。 ②「変更（案）」では、「統計調査員でなければできない調査業務へのリソースを集中するため、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する」と記載されている。今後も継続が予定される統計調査員調査の質を維持、向上させていくためには、現在調査に従事している調査員の知識、ノウハウの継承等が不可欠であり（※）、それを見据えた長期的、将来的な調査員の活用方針を基本計画に記載すべきと考える。 ※例として、5年周期の経済センサス-活動調査における大規模な調査員の確保及び円滑な実施は、毎年実施されている工業統計調査員によって担保されている面がある。	2件	第7・10回共通基盤WG (関連項目) 第1・9回共通基盤WG
40	第3-4(2)統計人材の確保・育成 (略) このため、各府省においては、統計改革の取組を後退させることのないよう、策定された人材の確保・育成等に関する方針にのっとった取組を推進する。 (略)	・今後、統計研究研修所が研修メニューを企画する際には、統計職員のスキル・知識を向上させるだけではなく、今般の統計改革で提起された課題を研修の場を活用して解決していくという視点を持って取り組んでいくべきと考える。	1件	第1・4・6・7・10回共通基盤WG

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
41	第3-4(2) 統計人材の確保・育成 (略) また、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計の精度確保を図るためには、欠測値の補完や推計など、統計作成・利用に当たっての高度な統計知識が求められる。このような環境においては、産学の民間専門人材を積極的に活用する必要があり、中長期にわたってこれらの人材を円滑に確保する必要がある。このため、各府省は、大学の若手研究者等の円滑な確保に向け、学会との交流や論文作成など研究者としてのキャリアパスに配慮しつつ、公的統計の作成に携わることができるよう、超過勤務の縮減やフレックスタイム制の活用などにより、研究者としての活動もできるような勤務環境の整備に努める。また、学会等を通じた周知活動や情報収集、各大学との情報交換や、国における勤務経験を評価する大学に関する情報の提供など、国の統計部門が勤務先の選択肢として認知されるような若手研究者への情報提供に取り組む。 (略)	・研究機関から行政機関への（または行政機関から研究機関への）人事交流に関する文章なのか、国家公務員として統計行政に従事しつつ研究業務を両立させるという文章なのか意図をとりづらい。	1件	第1・4・6・7・10 回共通基盤WG
42	第4-1 施策の効果的かつ効率的な実施 (略) このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の統計幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。 (略)	・基本計画の推進体制として「各府省の統計主事を中心とした会議（旧公的統計基本計画推進会議）」及び「機能強化する統計委員会」が記載されているが、実査における課題やその解決方法など統計の精度向上に不可欠な問題について議論するため、統計委員会のもとに地方公共団体が主体的なメンバーとなる地方統計機構にかかる実査部会等の設置を検討していただきたいと考える。	1件	第85・86回基本計画部会
43	第4-1 施策の効果的かつ効率的な実施 (略) また、統計委員会においては、統計法第55条第3項の規定に基づく施行状況報告の審議等を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げられた各種施策の更なる推進や支援等に努める。 (略) ⑥ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。 (略)	・p41「6 シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。」とあるのは、非常に重要であり、評価に値する。経済本位の研究のみならず、社会学的な研究も考慮対象に含め、それらに対して統計として把握していく努力が必要不可欠である。すなわち、「実用化」のみならず、例えば大規模な多国籍資本による「シェア・エコノミー」の負の影響について関心のある人にとっても有用なデータを確保していただくと有益である。	1件	・第2回SNA部会で 審議 ・第85・86回基本計画部会
44	用語・形式等	①「2008SNA」とは何かについての注釈が必要。 ②「平成30年度（2018年度）」と同様に、1ページの「平成」についても「西暦」を併記したらどうか。 ③5ページの10行目「e-Stat」の「-」は、全角で「ー」と記載すべき。 ④18頁の脚注の「Satellite」、「Integrated」はそれぞれ「satellite」、「Integrated」と記載すべきでは？ ⑤43頁の「具体的な措置、方策等」欄の「平成27年度」には、「実施時期」欄と同様に「西暦」を併記したほうが良いと思う。（48頁、51頁、52頁、60頁、61頁、64頁、65頁、73頁にも同様の記載箇所がある。） ⑥230万人の外国籍住民は、住民税や消費税を支払う納税者である。こうした視点に立てば統計の名称である「国民経済計算」といった呼び方も不適切ではないか。	1件	
45	手続	・視覚障害等によりテキストデータで読む人や、ルビが読む助けになる人の存在を念頭におき、障害者差別解消法対応要領パブリックコメントでは実施されたように、パブリックコメント募集の際、テキスト、ルビあり・ルビなしの文書の掲載をすべき。	1件	

No	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）該当項目	提出意見の概要	延べ提出意見数	備考
46		<p>・ 第Ⅲ期基本計画の策定手続きについて</p> <p>①基本計画の策定・変更にあたっては、統計法及び同法施行規則では①あらかじめ「素案」に対する意見公募をすること、②統計委員会の意見を聴いて基本計画の「案」を策定することと規定されている。</p> <p>今回、国民の意見（＝パブリックコメント）前に統計委員会の意見を聴いている。</p> <p>したがって、このパブリックコメント終了後、地方公共団体からの意見聴取を行ったうえで、統計委員会の意見を聴いてもらいたい。</p> <p>②「統計改革推進会議 最終取りまとめ」において統計データの利活用促進にあたっての統計関係法制の総合的な見直しが提起されているが、基本計画案の策定と関連法制の見直しは車の両輪であることから、本計画案の策定にあたっては法令改正の検討に関する情報提供もあわせて行っていただきたいと考える。</p>	1件	

※提出された意見について、集約・分割して整理している。